国際判例紹介(13)

大西洋海洋境界画定事件

(ガーナ共和国対コート・ジボワール共和国) (2017年9月23日国際海洋法裁判所特別裁判部判決)

下山憲二 (海上保安大学校准教授)

はじめに

本件は、南大西洋のギニア湾に面するガーナとコート・ジボワールとの間での大陸棚及び排他的経済水域 (EEZ) の境界画定をめぐって国際海洋法裁判所で争われた事件である。本件は、2012年のベンガル湾海洋境界画定事件に続き、国際海洋法裁判所が扱った二番目の海洋境界画定事件である。本稿では、1では訴訟に至るまでの事実の概要、2において判決において述べられた重要な論点の整理を行い、そして、おわりにおいて本件の評価を行う。

1 事実の概要

ガーナ及びコート・ジボワールは、ギニア湾に面する隣国であり、従来沿岸海域において石油の探査及び開発を進めていたが、自国の消費分すべてを賄うことはできず、特にコート・ジボワールは不足分について、アフリカ最大の産油国であるナイジェリアからの輸入で補填していた。しかし、2007年にガーナの32海里沖のJubilee油田の発見及び2009年3月にJubilee油田の東約3海里でTweneboa,Enyenra,Ntomme(以下、TEN)油田が発見されて以降、ガーナは石油の探査及び開発を進めていった。一方、コート・ジボワールは、これらの活動が自国海域で実施されているとして反発していた。従来、両国の領海、EEZ及び大陸棚は重複する部分があったが、それらの境界画定はなされていなかった。しかし、上記の大規模油田の発見及び探査開発を契機に、両国は当該係争海域の境界画定について協議を進め、2014年12月3日に両国間の海洋境界画定に関する紛争を国際海洋法裁判所規程15条2項に従って設置さ

れる特別裁判部に提起することで合意に至った。しかし、ガーナによる 石油探査及び開発は継続されたままであった。

このような状況において、2015年2月27日、コート・ジボワールは、係争海域内でのガーナによるあらゆる石油探査開発活動及び調査活動が国連海洋法条約に違反するとして、それらの停止を求めて特別裁判部に対して国連海洋法条約290条に基づく暫定措置の発出を要請した。2015年4月25日、特別裁判部はガーナに対して、ガーナによる掘削活動を停止し、ガーナによる調査によって得られる情報がコート・ジボワールの不利益になるように使用されないよう全ての必要な措置を講じるよう命じた。

本案に関しては、2015年1月12日、裁判所は、両国の要請に基づき 特別裁判部を構成する5名の裁判官(裁判長ブゲタイア、ヴォルフルム、パク、 特任裁判官メンサ、特任裁判官アブラハム)を承認し、審理が開始された。

2 判決の概要

(1) 紛争の主題

紛争の主題について、両国間で若干の相違が存在した。ガーナは本件において、両国の主張が重複する海域は存在しないため海洋境界画定紛争ではなく、既存の境界の有無の宣言を求める紛争であるとし、コート・ジボワールは、まさに両国間の海洋境界に関係する紛争であるとした。特別裁判部は、両国間で締結された特別合意に照らして、本件が両国間の海洋境界に関する紛争であると判断する。さらに特別裁判部は、両国が国連海洋法条約の締約国であることから、本件では15条、74条、76条、83条及び国連海洋法条約に反しない他の国際法規則を適用すると判断した。

(2) 黙示の合意

本件においてまず問題とされたのは、ガーナが主張するように、両国間の陸上境界の終点である BP55から海洋に向けて発する石油コンセッションに基づく等距離線が、「慣習的な等距離境界線」として認められかつ尊重されており、この点について黙示の合意が存在するか否かであった。

特別裁判部は、ガーナによって提示された石油コンセッションに基づく探査や開発が当該等距離線の当事国側でのみ実施されていることを認めつつ、コート・ジボワールがガーナの活動に対して数回抗議を行っており、ガーナもそれを否定しなかったこと及び石油コンセッションに関する地図が海洋境界の際に権威的ではないことに留意し、黙示の合意の存在を否定した。さらに、特別裁判部は、石油コンセッションに関する活動はあくまで海底で実施されるため、領海、EEZ及び大陸棚の境界を単一に画定する場合には限定的な価値しか有しないと判断した。黙示の合意が存在する基準について、特別裁判部は過去の判例を参照しつつ、恒久的な海洋境界の設定は非常に重要であるため、合意の存在の認定には慎重であるべきだとし、黙示の合意の存在を証明するためには、石油コンセッションに関連する活動では不十分であると結論付けた。

(3) 領海、EEZ 及び 200 海里以内の大陸棚の境界画定

特別裁判部は、領海、EEZ及び大陸棚の順に境界画定に進む。まず適用される境界画定方式について、両国間で見解の相違があったため、特別裁判部は境界画定方式を決定する。その際、両国が領海、EEZ及び大陸棚の境界画定について同じ方式を使用されることについて黙示に合意している点に留意し、同じ方式を使用すると判断した。

境界画定方式について、ガーナは等距離・関連事情方式を主張したのに対して、コート・ジボワールは二等分線方式 (angle bisector methodology) を主張した。特別裁判部は、コート・ジボワールが主張するように、二等分線方式を採用したニカラグア対ホンジュラス事件、ギニア対ギニアビサウ事件といった判例があることを認めつつ、それらの事件では地形が複雑であったり、小島が多数存在したりといった特別な事情に依拠していたことに留意した。特別裁判部は、近年の海洋境界画定事件の大部分が等距離・関連事情方式を採用していること及び本件における両国の海岸が複雑ではなくかつ島や低潮高地が存在しないことを理由に、本件では等距離・関連事情方式を採用すると判断した。

特別裁判部は、等距離・関連事情方式が、①暫定等距離線の設定 ② 関連事情による修正 ③当事国の関連海岸と海域との不均衡性の考慮 の三段階アプローチを採用していることを確認し、まず暫定等距離線の 設定を行った。

① 暫定等距離線

特別裁判部は、暫定等距離線設定の第一段階として、両国の主張が重複する海域の関連海岸を確認することから開始した。関連する海岸について、ガーナの関連海岸について争いはなかったが、コート・ジボワールは自国海岸すべてが関連海岸となると主張した。これについて、特別裁判部は、コート・ジボワールによって提出された証拠が実際の地形を反映したものではないとしてこれを退け、両国の関連海岸は、ガーナがBP+から Cape Three points までの139kmであり、コート・ジボワールはBP+から Sassandra までの352kmであると位置づけた。次に、特別裁判部は、両国の主張が重複する海域を確認する。関連海岸が決定されたことによって、特別裁判部が東方及び西方の関連海域を設定したが、南方については、両国で200海里を超える大陸棚が決定していないことに留意した。その結果、関連海域の面積は198.723km²とされた。

特別裁判部は、暫定等距離線設定に使用される基点について、これまでの国際判例に従って低潮線上に位置すべきであると考え、両国の主張を考慮した上で、BP55 + を始点として基点を決定し、暫定等距離線を設定した。

② 関連事情

次に特別裁判部は、北海大陸棚事件で指摘された衡平性 (equity) を想起しつつ、両国が主張する関連事情の検討に移る。両国が主張する主な関連事情は、海岸の凹凸形状、炭素資源の賦存及び石油開発をめぐる両国の実行であったため、特別裁判部はこれらを個別に検討した。

まず海岸の凹凸の形状について、コート・ジボワールの海岸が凹んでいたため、これが関連事情とみなされるか否かが問題となった。特別裁判部は、ベンガル湾仲裁裁定を参照して、海岸の凹部が必ずしも関連事情とみなされるわけではないとしつつも、それが一方の国家の海洋権原に中断効果を生じさせる場合には、衡平な結果を達成するために修正が必要とされる点を確認した。その結果、本件におけるコート・ジボワール海岸の凹部が与える中断効果は、暫定等距離線の修正を必要とするほど重大なものではないと判断した。

次に係争海域内での炭素資源の賦存について、コート・ジボワールは 炭素資源が賦存する海域の殆どがコート・ジボワール海盆に含まれてい ることから、関連事情として考慮されるべきであると主張した。この点 について、特別裁判部は、グリス・バダルナ事件やメーン湾事件を参照 して、資源の賦存が関係国の国民や経済活動に壊滅的な影響を与える場 合にのみ関連事情として考慮されてきたとして、本件では炭素資源の賦 存を関連事情とはみなさないと判断した。

最後に、石油開発をめぐる両国の活動に関して、ガーナは石油コンセッションに関する境界線が50年にわたって海洋境界として扱われてきたこと及びチュニジア対リビア大陸棚事件で石油コンセッションに関する境界線が関連事情として考慮されたことを根拠に、本件でも関連事情として考慮される必要があると主張した。特別裁判部は、チュニジア対リビア大陸棚事件では、植民地時代の非公式合意の存在や事実上の境界線と石油開発実行との整合性によって関連事情として考慮されたのであって、本件ではそのような事情は存在しないことを理由にガーナの主張を退けた。

③ 不均衡性の考慮

最後に、特別裁判部は境界画定の第三段階に進む。第三段階は、第一段階及び第二段階の適用による境界画定線が、両国に割り振られる関連海岸線の長さの比率と両国に割り振られる関連海域の比率との間に不均衡が生じ、不衡平な結果をもたらすか否かを検討した。

まず関連する海岸線の全長は、上述したように、ガーナが 139kmであるのに対して、コート・ジボワールは 352kmである。両国の関連海岸の全長の比率は、約1:2.53である。次に関連する海域の面積は、ガーナが約 65,881kmであるのに対して、コート・ジボワールは約 132,842kmであった。両国の関連海域の面積の比率は、約1:2.02であった。特別裁判部は、これらの比率について、いかなる重大な不均衡も導くものではないと結論付けた。

(4) 200 海里を超える大陸棚の境界画定

両国が200海里を超える大陸棚の境界画定も求めていることから、特別裁判部はこの問題を処理する管轄権を有するか否かそして受理可能で

あるかを検討した。

そもそも両国の大陸棚が 200 海里を超えて広がっているか否かについて、特別裁判部は、ガーナがすでに大陸棚限界委員会の勧告を得ており、コート・ジボワールも現在大陸棚委員会で審査中であることから、200 海里を超える大陸棚に対して両国が権原を有していることは疑いないと判断した。両国は特別裁判部が 200 海里を超える大陸棚の境界画定を行う管轄権を有している点で合意しているため、次にこの境界画定が大陸棚限界委員会の権限を侵害するか否かを検討した。この点について、特別裁判部はベンガル湾海洋境界画定事件を参照して、83条に基づく大陸棚の境界画定と 76条に基づく大陸棚の限界拡張設定とには明確な相違があり、結果として特別裁判部による境界画定の決定は大陸棚限界委員会の勧告を妨害するものではないと判断した。200 海里を超える大陸棚の境界を画定する方式について、特別裁判部は本件における大陸棚の境界画定が関係する限りにおいて、単一の大陸棚のみが存在するという見解をとるため、200 海里の内と外とで別個の境界画定方式をとることは不適当であると判断した。

(5) ガーナの国際責任

次に特別裁判部は、大陸棚の係争部分でのガーナによる行為が国際法 及び2015年の暫定措置命令に違反したとするコート・ジボワールの主 張を検討した。

① 大陸棚に対する主権的権利への違反

コート・ジボワールは、境界に関する紛争が発生した後のガーナによる自国大陸棚での石油探査開発活動がコート・ジボワールの主権的権利に影響を与えたと主張した。これについて特別裁判部は、まずガーナが2009年以降に活発に石油探査開発活動を実施していた海域が、両国の権原主張が重複する海域であることを確認した後、当該行為が国際法違反を生じさせるか否かについて精査した。

特別裁判部は、紛争下にある大陸棚を沿岸国に帰属させることができるのは、境界画定判決のみであり、その意味において、当該境界画定判決は宣言的なものではなく決定的性質を有するとした。その上で、この見解に従えば、境界画定判決によって当該大陸棚が当事国に帰属してい